

平成21年1月

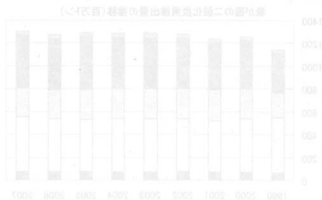
(仮称)川崎市地球温暖化対策条例における事業活動に関する地球温暖化対策

川崎市環境審議会温暖化対策特別部会事務局 川崎市環境局地球環境推進室

川崎市地球温暖化対策条例の施行状況

門前産業
(出率率基)第27
率一ハ代書出製室計
※ 第27

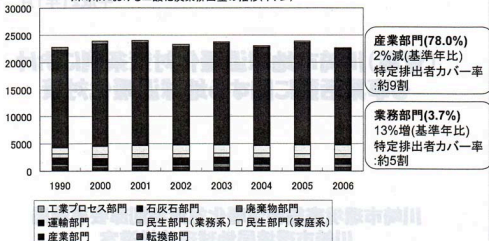
門前産業
(出率率基)第27
率一ハ代書出製室計
※ 第27



※ 1. 門前産業の排出削減率の目標は、平成21年度に100%とする。

I 産業・業務部門の排出状況

川崎市における二酸化炭素排出量の推移(千トン)

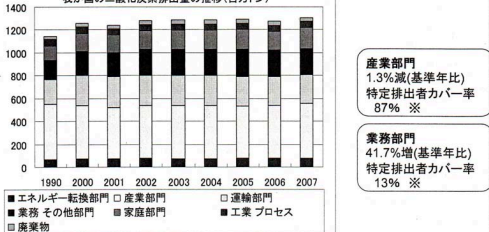


※ 特定排出者のカバー率の算定には、地球温暖化対策推進法に基づく算定・公表・報告を活用
 ※ 特定排出者は、原油換算のエネルギー使用量が1500kl/年以上の事業所
 (市域内では、産業部門74事業所、66事業所)
 ※ 温室効果ガスの排出量は、新しい推計手法を検討しており、変更の可能性あり

3

I 産業・業務部門の排出状況

我が国の二酸化炭素排出量の推移(百万トン)



※カバー率は総合資源エネルギー調査会「今後の省エネルギー対策の方向性について」より

4

Ⅱ 条例事項として想定される内容

	2月の議論	本日の議論
	建設段階	事業活動段階
条例で 想定される 対応	◆再生可能エネルギー導入検討 など	◆計画書・報告書制度 など
条例の 規定を 必要と しない手法		◆省エネルギー診断 など

Ⅲ 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する 条例に基づく取組

生活環境保全条例に基づく事業者の自主的な取組の促進(2007年度)

＞ 環境配慮書(資料3)

設置又は変更許可の際に提出する「環境配慮書」について、事業者の行う温暖化物質の排出抑制に関する取組を支援するため、指針に基づき指導(また、条例では、一定規模以上の事業所については温暖化物質の排出量を把握しなければならず、市長は報告を求めることができると規定)。(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり200リットル以上など)

環境 配慮 書	配慮項目別の内訳					
	環境負荷低減 (付表1)	化学物質 (付表2)	自動車排出ガス (付表3)	温暖化物質 (付表4)	廃棄物 (付表5)	組織体制 (付表6)
61	61	60	44	39	61	61

＞ 環境負荷低減行動計画書(資料4)

指定事業所を設置する者から環境負荷低減行動計画書が提出された場合は、その実施状況を把握するとともに、指針による指導・助言
(温暖化対策に係るものは年間使用量84,000,000,000キロジュール以上のものが対象であり、計画書届出数33の内数)

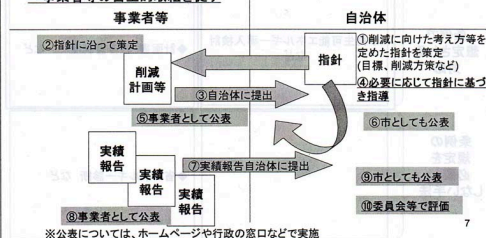
環境負荷低減行動 計画書届出	行動別取組			
	事業活動概要 (付表1)	取組状況 (付表2)	行動目標 (付表3)	取組結果報告 (付表4)
33	1	1	1	32 ⁶

IV 国・他都市のこれまで取組

計画書・報告書制度の概要等

温室効果ガス総量の削減などについて、計画の策定・提出・公表、毎年、実績報告の作成・提出・公表を義務付けるものが多い(以下、「計画・報告」という)

⇒事業者等の自主的取組を促す



7

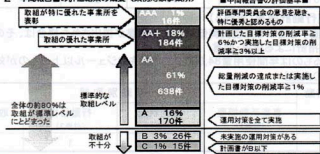
IV 国・他都市のこれまでの取組

計画書・報告書制度の効果

東京都の事例(基準排出量(H14,15,16の平均))

部門	事業 所数	基準 排出量 (万t)	H18年度 排出量 (万t)	削減量 (万t)	削減率 (%)
産業	264	512	473	Δ39	Δ7.7
業務	785	714	710	Δ4	Δ0.6
計	1,049	1,226	1,183	Δ43	Δ3.3

2 中間報告書の評価結果の概要(集約対象事業所)



8

V 国・他都市の既往策を踏まえた対応の考え方

本市の現行制度の課題

➤ 環境配慮害

- ・施設の設置又は変更許可の際に提出
- ・温暖化物質の削減は全体的な環境配慮の一項目
- ・温暖化物質削減の定性的な記述に留まる
- ・公表は行っていない

➤環境負荷低減行動計画書

- ・評価は計画の最終年度のみ
- ・温暖化物質の削減は全体的な環境配慮の一項目
- ・温暖化物質の削減は定性的な記述に留まる
- ・限定的な公表(環境局窓口のみ)

対応の方向性

- ・計画書・報告書制度の導入検討
・温室効果ガスの削減に特化した制度構築

- ・計画の進捗状況を定期的に把握

- ・削減メニュー等の提示や、評価により、削減を誘導

- ・計画や実績を公表する

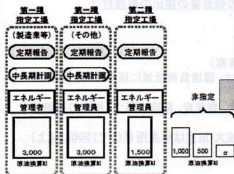
VI 国・他都市の今後の動向

エネルギーの利用の合理化に関する法律

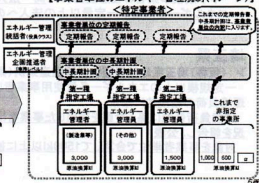
- 平成20年改正

事業所単位の定期報告、中長期計画に加え、事業者単位の報告を導入
フランチャイズチェーンも対象に

【現行省エネ法の指定工場制度】



【事業者単位のエネルギー管理規制(イメージ)】



VI 国・他都市の今後の動向

神奈川県

＞ 神奈川県地球温暖化対策推進条例(仮称)骨子案

計画書・報告書制度の対象

- ① エネルギー使用量が原油換算で1500kl/年以上の事業者
- ② 1,000人以上の従業員を雇用する事業者
- ③ 100台以上の事業者単位の規制を導入

横浜市

＞ 脱温暖化の取組を進めるための制度のあり方について(環境創造審議会中間答申)

ア 実効性の確保

- ・横浜市による計画書・報告書の公表／・事業者への削減メニューの提示、実行の義務付け、／・ビルとテナントオーナーの協力による削減取組促進

イ 対象者の拡大

- ・業務部門におけるカバー率の向上⇒省エネ法の要件との整合、／・省エネ法対象事業者を原則として対象

ウ 支援策の拡充

- ・表彰制度、／・グリーン電力証書など環境価値の評価

エ 将来目指すべき方向

- ・温室効果ガス削減を義務付ける制度の検討

11

VI 国・他都市の今後の動向

東京都

＞ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成20年改正)

- 1 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入
 - ・総排出量削減義務、／・排出量取引、
- 2 中小規模事業所の地球温暖化対策推進制度の創設
 - ・中小規模事業者の任意提出、／・同一法人が管理等を行う複数の事業所のエネルギー使用量が一定量以上の法人への報告書の提出の義務付け

埼玉県

＞ (仮称)埼玉県地球温暖化対策推進条例(素案)

一定規模以上のエネルギー多量使用事業者は、環境負荷低減に係る計画を作成し、環境負荷の継続的に低減

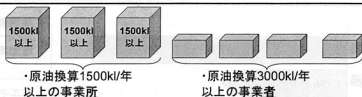
環境負荷低減に係る計画を提出した事業者は、毎年度、計画に基づく措置の実施状況を報告し、公表

対象を事業者単位で合算して1500kl以上に拡大(旧来は事業所単位で1500kl以上)

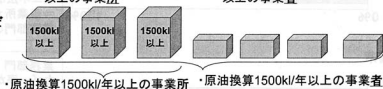
12

VI 国・他都市の今後の動向

「所」+「者」
(東京都)



省エネ法など



国・他都市の動向

- 事業所単位から、事業者単位に移行
- 一定のメニューを提示し、削減を誘導
- 事業者による公表等も規定

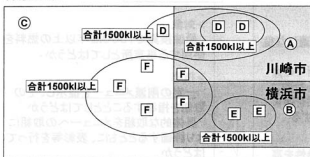
参考 八都県市による取組

- 地球温暖化対策特別部会を設置し、地球温暖化対策計画書・報告書制度等について検討

13

VI 計画書・報告書制度検討の考え方

神奈川県



各自治体の規定

◆1500kl以上の事業所

対象：A、B、C

事業所とした場合の対象

◆1500kl以上の事業者

川崎・横浜：域内のD、Eの合算で判断

神奈川県：Fの合算で判断

⇒川崎・横浜では非常に小さくとも対象となる可能性あり

⇒事業者とした場合、区域設定により、対象は異なる

○1500kl以上の工場・事業場

□1500kl以下の工場・事業場

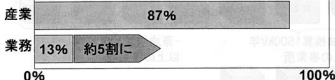
➢神奈川県条例は通常であれば川崎市域にも適用

➢神奈川県(広域自治体)との役割分担が必要

14

VI 計画書・報告書制度検討の考え方

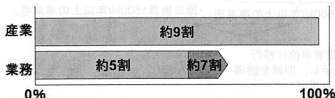
国



業務部門
カバー率が13%
増加率: 約4割(基準年比)

省エネ法改正
⇒事業所から事業者へ
業務部門の捕捉率増

川崎市



業務部門
カバー率が約5割
増加率: 約1割(基準年比)

事業者単位とする必要が
あるか

- ※ 特定排出者のカバー率の算定には、地球温暖化対策推進法に基づく算定・公表・報告を活用
 ※ 特定排出者は、原油換算のエネルギー使用量が1500kl/年以上の事業所
 (市域内では、産業部門74事業所、66事業所)
 ※ 温室効果ガスの排出量は、新しい推計手法を検討しており、変更の可能性あり

15

VI 計画書・報告書制度検討の考え方

検討課題

- 対象
・神奈川県(広域自治体)との適切な役割分担を図る
・大規模事業所が多く、事業所でのカバー率が高いこと、これに係る行政コストを勘案しつつ、施策の成果を踏まえながら、対象の拡大を検討する
- 実効性
・指導・報告を行うことで、実効性を高める
・表彰等、取組を評価することにより、削減を誘導する
・代替措置による削減も評価する

対応の方向性

- 対象
原油換算で1500kl/年以上の燃料を使用する事業所としてはどうか
- 指導
一定の削減メニューを提示し、その取組を指導することとしてはどうか
具体的な取組をメニューへの取組により評価するとともに、表彰等を行ってはどうか
グリーン電力証書などを認めることとしてはどうか
- 公表
自主的な取組を促すために、事業者とともに、市側も公表することとしてはどうか

16